曹洞春秋

總和会三綱領

一　宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる政策の実現に努めること。
二　宗門の伝統性格を尊重し、両大本山を護持し、殊に大本山總持寺の尊厳維持に勤めること。
三　会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所　總和会本部　〒105-0002 東京都港区愛宕 2-3-4 大本山總持寺出張所内 TEL 03(3431)5017

戦後80年　平和誓い、沖縄で全国梅花大会
第147回 通常宗議会　ソートービル再開発めぐり議論

令和６年度一般会計歳入歳出決算　歳入 50億 6184万1035円／歳出 42億7645万8733円
経常部 42億5009万3773円／臨時部 2636万4960円／差引残額７億8538万2302円（令和７年度準備資金に編入）

６月23日から27日までの５日間の会期で第147回通常宗議会が招集されました。曹洞宗管長南澤道人不老閣猊下がご不例のため宗制により服部秀世宗務総長が導師を務めた開会式の後、議事に入りました。

総長演説で戦後80年の節目となる本年、令和７年度全国梅花流奉詠大会を沖縄で本土復帰記念の日に当たる５月15日に開催し、平和希求への誓いを新たにしたことが報告されました。

ソートービル再開発については、本年４月１日付で曹洞宗所有不動産再開発推進委員会が発足。これまで計３回開催され、専門的な知識と実務経験を有し、再開発計画全体に係るプロジェクトマネジメント会社として内局より推薦された３社からプレゼンテーションを受け、提案内容と価格の両面で評価するプロポーザル方式により㈱インデックスコンサルティングを選定、責任役員会の承認を経て６月４日契約締結した旨の説明がありました。

この経過に対し、宗議会の承認を得ていない時点での契約締結は曹洞宗規則第９条（責任役員会及びその職務権限）の範囲を超える宗議会軽視ではないか、なぜ計画立案の初期段階から外部会社を入れるのか等の質問が続出。契約締結に伴い再開発推進委員会の予算を当初の２千万円から５千万円上積みして７千万円に増額する補正予算案は採決で賛否が分かれた結果、賛成多数により可決されました。

また、「曹洞宗土地・建物再開発に係る契約及び入札の倫理審査に関する規程制定案」（発議者・岩井秀弘議員）が議員立法として提出され、付託された第３特別委員会では倫理規程の必要性を認める一方、法的観点からの条文案検証、審査会の受け入れ部署や予算確保など実行性になお課題を残すとして継続審議となりました。

他の議案は委員会の慎重審議を経ていずれも可決。通告による一般質問11本（大本山總持寺系６本）、文書による質問３本（同３本）。

第百四七回通常宗議会
青山満目鬱蒼蒼
梅子熟時開議場
両祖真前煮一炷
宗門耆宿問諸方

〔議決された議案〕

●令和７年度一般会計歳入歳出補正予算案（第１回）・規程廃止案（寺院財産処分義財の取扱いの特例措置に関する規程を廃止する規程制定案）・曹洞宗規程及び細則中一部変更案（宗制様式の取扱い、寺院、寺院住職任免、宗務所、災害援護、僧侶教師分限、財務、檀信徒研修会細則、人権擁護推進本部運営の各規程）
●承認を求める件・令和６年度の一般会計歳入歳出決算・一般会計歳出予算外支出・準備資金収支・僧侶共済、寺院建物共済、育英資金、護持会、所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金、修証義公布百周年記念育英基金、災害対策、図書印刷物等刊行、檀信徒会館の各特別会計歳入歳出決算・特別積立金収支決算・宗教法人「曹洞宗」財産目録

鶴一聲

石附周行禅師の揮毫による大本山總持寺のカレンダーの七、八月には「泥中蓮」の語がみえます。滋養豊かではあるものの渾沌とした泥を一切纏わず自身の一茎を支えに高く昇る蓮の姿に、私たちは御仏のお姿を見、また御仏の教えの清浄を見て、自ずと心洗われるものです。

出典を辿れば「維摩経」の「譬如高原陸地不生蓮華　卑濕淤泥之生此華」があり、高原と湿地の相対が説かれますが、禅の立場で見れば穢れは他に在る訳もなく、僧侶たるもの自身の無明より立ち上がって泥土を踏みしめ、拭い切れぬ泥を纏いながら泥濘んだ蓮田を歩き続けるのが「行」という事なのでしょう。

ところで、猊下の揮毫の平易で伸びやかでありながら奥深く優しい行書の魅力は真に喩えようがありません。繰り返し臨書を試みてみるものの、形や筆の運びを真似は出来ても、当然その心根には及びません。あやかりたいと精進するばかりです。

閑話とはなりますが蓮は開花の時「ポン」と音を発するという話を聞いた事が有りますでしょうか。関して、博物学の巨人「南方熊楠」の「蓮の花開く音を聴く事」は一読に値する小論です。そのなかで「蓮開花の音を聞けば蓮台に登れる」（悟りが開く）といった古来の伝説を論じ、古今東西の伝承を引用し迦葉尊者まで登場させ縦横無尽に語るものの、蓮の咲く音の存在の真偽は曖昧なままです。

その後、蓮の開花の音の科学的検証は昭和十年になって大賀一郎博士（古代蓮を再生した植物学者）によって不忍の池で為されました。博士は実際には音はしないと論破し、それを「風流音」と呼んだそうです。これ正に白隠禅師の「隻手音声」の話に通じるとも思われます。蓮開花の旬の早晨に、聴こえては来ない蓮の開花の音に耳を傾ける事もまた「行」となるのかもしれません。

蛇足ですが、蓮が泥をはじくのは、その全体を覆う「蝋質（クチクラ）」に拠るそうです。蓮の大きな葉の上クチクラの作用で、雨水など玉を成すのもまた趣があるものです。

第147回通常宗議会　総 長 演 説（要旨）

宗務総長　服部 秀世

本年は戦後80年の節目にあたり、宗務総長談話として戦争の犠牲となったすべての方々に供養の誠を捧げ、二度と同じ過ちを繰り返さない、戦争のない平和な世界の実現に向けて努力していく事を５月15日付で各マスコミに発信、また曹洞禅ネット及び曹洞宗報の６月号に掲載した。

その日は沖縄本土復帰記念の日であり、沖縄県「沖縄サントリーアリーナ」において、管長猊下御導師のもと、約３千人の講員の皆様と終戦80周年平和記念法要を併修し、令和７年度梅花流全国奉詠大会を開催。前日には、内局始め、伝道審議会の有識者、梅花流特派師範の有志と共に、沖縄平和記念堂の祈念像の御前において献花をし、詠讃歌を奉詠して、戦没者への追悼の祈りと恒久の平和を希求する願いと誓いの言葉を捧げた。平和への誓いを新たにし、平和への行動をしていかなければと再認識している。

曹洞宗所有不動産再開発推進委員会については新設した規程の施行に伴い令和７年４月１日付で発足。委員は規程により宗務総長を会長とし出版部長、財政部長、事業部長と、宗議会議長より指名された有道会２名、總和会２名および人事部長を事務局長に９人で委員会を構成し、４月22日に第１回委員会を開催した。

当委員会では、構成委員のうち専門的な知識経験を有する者の委員として、曹洞宗所有不動産の再開発に係る計画、実行、監視、制御、そして完了の過程を総合的に管理するプロジェクトマネジメント業務に精通した者が望ましいと判断し、内局より推薦された当該委員となる外部会社３社と面談。外部の専門家が委員に入ることにより、再開発計画における様々な調査や検証、設計会社や施工業者等の公募や交渉など効率的に進めていくことが可能である。この３社には、今次内局が想定するソーストービルの基本構想を元にして、プロジェクトマネジメント業務提案書の作成を依頼し、５月27日の第２回委員会においてプレゼンテーションを受け、プロジェクトマネジメント業務を委託するに足る会社であるか、評価を行った。

その結果、「株式会社インデックスコンサルティング」が選定された。プロジェクトマネジメント業務は委託契約となるが、当委員会の要請により６月４日に開催した責任役員会において業務委託契約することが承認され、契約を締結した。今後は曹洞宗が所有する各不動産の再開発計画のタイムスケジュールを踏まえて、まずは令和９年３月末を目途に、檀信徒会館事業であるホテル事業等を廃業し、清算するという課題に併せて、ビル解体に向け宗務庁機能等の仮移転を進めたいが、ホテル事業の廃業、宗務庁機能の仮移転はずれ込む可能性がある。専門家を交えた当委員会の検証・検討結果によることになる。

５月26日、仮移転先の候補地として宗門関係学校である学校法人駒澤大学の深沢キャンパス及び、学校法人総持学園の鶴見大学会館を視察した。また、鶴見大学会館の視察に併せて、仮移転後の各種研修会等の会場候補地となる大本山總持寺三松閣の施設も併せて視察した。他の候補地も含め、委員会における今後の検討を踏まえ、仮移転先を選定する。再開発計画には適宜修正を加えることも視野に入れ、推進していきたいと考えている。

新到掛塔僧上山補助の進捗状況についてはこの施策が宗内に於いて周知され積極的に活用されるよう、曹洞禅ネットをはじめ、宗報等において告知をしていく。災害見舞金制度について今年度に係る保険料がおよそ３億６千万円まで高騰したことを受け、災害援護拠金の付加拠出金を対象とした見直しを行う。

４月26日から28日までの３日間にわたり、大韓仏教曹溪宗、眞愚総務院長からの招請により圓通総務部長とともに大韓民国ソウル特別市を訪れ、総務院を表敬訪問し、燃灯会に参加した。

権大教師以上の教師賦課金減免に関する事項並びに寺院財産処分義財の事務取扱に関する事項について明示、周知を図る必要があることから、関係規程の変更及び廃止案を上程。宗務庁事務における電子承認システムの構築については業務のスリム化に資するため、事務処理の電子化を推し進めていく。

運営企画室が曹洞宗宗務ビジョンの提案と題した資料作成に取り組んでいる。この資料については、それぞれの地域に応じた詳しい解説を希望する意見をいただいている。数カ所ながら、現地に赴いて内容の解説や意見交換を行っている。

曹洞宗総合研究センターの再開発事業に伴う仮移転について内局としては、同センターの組織体の性質を考慮し宗門関係学校である駒澤大学が所有する施設への移転が、諸般の観点から最も適切であると判断している。

人権擁護推進本部については７月には広島市において今年度第１回目の人権擁護推進主事研修会を開催、講演会及び現地研修会を行う。平成17年より取り組んでいる朝鮮半島出身の被徴用者などの無縁遺骨の集約事業は、過去の歴史と向き合い、犠牲者の尊厳を回復するための取り組みである。

曹洞宗檀信徒会館令和６年度決算は総売上高約９億4,673万円、経常利益3,883万円である。少しずつではあるが収益力が回復しており、令和５年度決算より黒字が続いている。流動資産は８億円を超えた。令和７年度中において、元入金３億円のうち、２億９千万円を一般会計に繰り入れることが可能になった。損益計算書を見ると、宿泊部門の売り上げは伸びているが、不動産賃貸収入を除いた場合の全体の損益はゼロに近い状態である。また最小限の修繕のみを行っている状態である。

総括質問(要旨)

總和会代表　平 岩 浩 文

曹洞宗所有不動産再開発推進委員会について

推進委員会の目的は、総長が第146回通常宗議会で示された①ホテル営業を令和９年３月末までとし、以降、現ソートービルの解体・新築に向けて準備、計画すること②新たな建築物は宗務庁機能を有し、研修道場及び議場など多目的な会議場を設ける③第２第３分館含むすべての分館をビル解体に合わせ再開発する④分館跡地には定期借地権を開発業者等が設定し、本宗が借地権設定料か定期的賃料収入を得ていく等々の構想の下、発足されたが、以下の質問のお答えを願いたい。

質問❶ 推進委員会のメンバーはどのように選定されたのか。また、プロジェクトマネジメント業務に関わるスペシャリストと判断していいのか。また提案書の内容はどのようなものか。

答弁❶：曹洞宗所有不動産の再開発計画全体の策定にあたり、計画・実行・監視・完了までを宗門の側に立って専門的知見を有する「プロジェクトマネジメント」業務に精通した者が望ましいという判断のもと、公募の場合は多くの情報が漏洩する危険性を踏まえて、今回は内局より候補会社５社と交渉し、応じた３社から提出された提案書とプレゼンテーションに対する委員会の評価を元に内局が協議選定し、その結果、「㈱インデックスコンサルティング」を選定した。このプロジェクトマネジメント業務受託会社への報酬として令和７年度補正予算に５千万円を計上した。提案書の内容は宗教法人「曹洞宗」が所有する不動産全てを対象としており、業務としては、総合調整・統括管理業務・事業構想策定支援・隣接用地取得支援・定期借地権を設定した上での不動産開発会社等の選定支援・一時移転計画及びホテル事業廃業に伴う事業清算に係る業務を含める。

質問❷ 「新ソートービルに宗務庁機能を置く」ことと、「令和９年３月末日目途にホテル営業を終了する」ことの基本的な方向性を決定した経緯は。

答弁❷：令和５年及び令和６年度の「曹洞宗総合特別審議会」における答申を基としている。

質問❸ **宗門にとって世紀の大事業であり宗門の未来に多大な影響を及ぼす歴史的な再開発事業のタイムスケジュールはいかがか。「毫釐も差あれば天地はるかに隔たる」と高祖様が示されているように正しい方向性を見極めていただきたい。**

答弁❸：専門家を交えた当委員会の検証・検討結果により修正を加えていく。但し、再開発がある程度固まるまで、公開する情報の内容によって計画自体に影響を及ぼし本宗に不利益をもたらす可能性もあるのでその点ご理解をいただきたい。

質問❹ 「機構改革・業務のスリム化」の具体的な状況と実施のタイミングは。

答弁❹：移転先における事務所及び保存文書の相応の保管スペースを確保する必要があるが、各部署分散の文書及び地下２階倉庫の文書を整理し保存スペース改善を図っている。

質問❺ ホテル事業廃業に関してホテル従業員に対する今後の対応は。

答弁❺：廃業後の再就職先の支援や退職金等の考慮など最大限のサポートをしていく。

新到掛搭僧上山補助金について

質問❶ 本来は支度金として補助されるべきで安居前に支給できないか。

答弁❶：安居前が望ましいが、教師補任に最低限必要な180日間を支給の基準と定めることで、宗門人としての自覚を促す側面から有用なものとなる。

質問❷ 僧堂間での人材交流を促進し他僧堂の特色に触れ知見を広める機会ができないか。

答弁❷：僧堂履修学科目の全７科目を対象とし、任意の学科を学習できる形式へと拡充し合同研修会として実施する。

海外からの修行僧に対する僧籍管理及び制度的支援の現状と課題は？

質問❶ 海外の全ての事例を国際課が把握しているか。

答弁❶：教化資料の配付や多言語ウェブサイトの運営を行い、各総監部もそれぞれの地域において必要に応じて寺院・僧侶の活動を支援しているが、全ての事例を網羅し把握することは現行制度では難しい。

大規模災害発生時における宗門の対応について

質問❶ 南海トラフ地震や首都直下型地震などの未曾有の災害にどのように備えているか。

答弁❶：「曹洞宗災害対策マニュアル水害の対応」と「同対応マニュアル地震への備え」を公式ホームページに掲載している。寺院・檀信徒が被災の場合には「見舞金の交付」「見舞い状及び見舞い品の交付」「災害復興対策資金の貸付け」等の災害援護を行っている。甚大な被害の場合は「救護活動費」等によって被災地

支援を行っている。

質問❷ 能登半島地震に対する復興支援の現状は。

答弁❷：５月20日永光寺にて現地災害対策本部会議を開催し、これまでの活動報告・被災地寺院の現状及び各種関係団体における活動報告を行い、今後の取り組みを協議した。プレハブの提供等も調整中である。

質問❸ 本庁における緊急災害時の対応は。

答弁❸：「防火防災管理に係わる消防計画」の下、避難訓練を年２回以上、自主消防組織の編成している。また職員・宿泊者等最大300名分の備蓄品を３日間分保管している。「宗務システム」は前日の情報までバックアップがなされ、データセンターの他遠隔地においてもバックアップをしている。

梅花流師範養成所及び特派布教師巡回について

質問❶ 休所中の梅花師範養成所の再開は。

答弁❶：「梅花流指導者養成方法の検討」に関する作業部会を設置し、伝道審議会に特別委員を委嘱し再開に向けて新たな制度改革を進めている。

質問❷ 檀信徒や聞法者からのご意見や感想を頂けないか。

答弁❷：規定上問題はない。教区長報告の中に聞法者の感想等も報告されている。

質問❸ 恒期法要での特派巡回開催は可能か。

答弁❸：恒期法要の日程と特派布教師の日程に調整が付けば派遣は可能である。

質問❹ 教区護持会と特派巡回の関係性と若い聞法者を集める開催方法は。

答弁❹：教区護持会開催にとらわれなくてもよい。また当該年度の布教教化に関する告諭に基づく法話を「曹洞宗公式ユーチューブ」で配信いるし、曹洞宗報や告諭の補助資料にＱＲコードを掲載しスマートホンを用いた視聴も可能である。

通告質問（登壇順）及び文書質問（要旨）

立身　一徳
（第13区京都府選出）

教区内の正住職が減少のため、教区長でも他の管長辞令を受けて兼職ができるようにはならないか

答弁：管長辞令を受けた者が他の管長辞令を受けられないことはない。宗議会議員、宗務所職員、審事院等一部制限のあるものもあるが、教区長と宗務所布教師等の兼職は可能である。

介護が必要で実務を行うことができない東堂様の権大教師等の賦課金を減額するような制度ができないか。また教師資格の降格は可能か

答弁：基本的には宗門僧侶として一定の資格を保持している限りそれに応じた賦課金の納付は義務である。ただし現住職と連署し、医師の診断書等を添付して賦課金減免の申請を行うことは可能である。ただ１年度に限られるため毎年申請書を提出していただく必要がある。また、教師資格の降格制度を新たに創設することは補任制度の根幹を揺るがしかねないものであると考えるので慎重な姿勢で臨む必要がある。

清泉　文英
（第8区静岡県第3・第4宗務所管内選出）

檀信徒会館について

❶再開発計画の基本方針の目途の変更について

答弁：直近の檀信徒会館事業本部特別会計の決算書によるホテル事業単体の経常利益の状況や今後必要となる営繕費用などを考慮し、宗教法人「曹洞宗」が自力で事業を行うことは難しい。廃業時のホテル従業員の諸手当なども檀信徒会館事業の内部留保が残っているうちに可能な限り早く廃業することが望ましいと判断した。

❷ソートービルのエンジニアリングレポートについて

答弁：以前にも向こう20年間の修繕費用の概算評価をしたが、今後は所有不動産再開発推進委員会の委員として迎えた業務委託会社であるインデックスコンサルティングを交えた協議の中でエンジニアリングレポートを作成していく。エンジニアリングレポート作成に当たる調査会社は数社の見積もりをもって評価をして調査を依頼する。

❸分譲マンション、災害に対するリスク管理及び、宗務庁機能だけを有する檀信徒会館にする考えは

答弁：将来の分譲マンション事業については社会一般と同様に誰にも予想ができない。定期借地権付き分譲マンションとは曹洞宗が事業運営するのではなく、当該の建物を建築して所有する会社において運用するものになる。宗門としては可能な限り所有部分を少なく運用をし、さまざまなリスクを考慮し曹洞宗所有不動産である土地の有効利用も考え土地の借地権の対価として地代収入を得る形が望ましいと考える。災害に向けて建物開発会社である施工会社との契約において、自然災害が生じた場合についての対応などを契約内容に盛り込むことが重要だ。宗務庁機能を集約した檀信徒会館だけで良いとの意見は、曹洞宗所有不動産再開発推進委員会においての再開発計画にあたり貴重なご意見として承る。

❹宗門内で意見を求める考えはあるか

答弁：地方公共団体などで実施しているパブリックコメントのように、曹洞禅ネットなどを利用して寺院や檀信徒に意見を求めることは可能である。しかしながらあくまでも参考としてのご意見を頂戴するにとどまる。実施については曹洞宗所有不動産再開発推進委員会において専門家などの意見を頂戴してまいる。

片山　昌佳
（第24区福井県・石川県選出）

令和６年能登半島地震及び同地域における豪雨災害対応のための復興支援室の開設を

答弁：現地災害対策本部の組織構成については宗務庁主導ではなく現地の僧侶によって組織される形をとっていく。現地対策本部からの要請により復興支援室を立ち上げる場合には、現地僧侶または現地採用の支援室専任の方にて組織、運営をしていただく。

東京グランドホテルについて ❶内局による東京グランドホテルの閉業決定のプロセスについて

答弁：令和９年３月末を目途に東京グランドホテルを閉業することを内局で決定した経緯は、本年１月23日に開催した令和６年度第1回総合特別審議会にてソートービルの再開発に係る内局の方針を示すことを強く要望を受けた。審議会終了後直ちに緊急局議を開催して内局において新たなソートービルの基本構想を決定し、２月６日に開催した総合特別審議会において内局の基本構想を提示して第146回通常宗議会の総長演説において述べることを承認して頂いた。

❷ホテル従業員の雇用について

答弁：事業主からの理由によるホテル廃業となるので、従業員などの再就職先を支援する。曹洞宗所有不動産再開発推進委員会による廃業の準備においてプロジェクトマネジメント業務委託会社に相談し、ホテルの従業員とも対話をしながら対応を決定していく。

嶽盛　和三
（第14区大阪府･奈良県･和歌山県選出）

今次内局が想定する曹洞宗が所有する不動産の再開発に関して
❶定期借地権の契約について

答弁：現ソートービルと全ての分館も含め一体開発をするために建物を解体し、新ソートービル及び全ての分館などの跡地には定期借地権を開発業者が設定して一定期間を終えると地主である曹洞宗に返却され、本宗が借地権設定料の対価や定期的に賃料収入が得られるように運用していくことが時宜にかなった選択である。

❷管理会社の倒産・譲渡のリスクについて

答弁：将来の本宗においてリスクを最大限に回避すべきことを大前提として再開発計画を策定していく。現行の定期借地権付きの社会一般全ての物件において実際にその契約を満了し更地返還された事例はない。最初の定期借地権を設定する契約において、建物所有者が不明になったり、管理会社が倒産などで債務不履行となった場合には借地上に残った建物の所有権はどうなるのか、どのような形で法的に撤去することができるのか、その場合の諸費用は誰が負担するのかなどを微に入り細にわたって可能な限り本宗に不利にならないような契約を締結する。

❸自然災害発生時の対応について

答弁：可能な限りリスクヘッジを念頭に置いて所有不動産の運用方法を検討して再開発計画を策定していく。

❹曹洞宗所有不動産再開発推進委員会規程第７条における会議の公開について

答弁：今次宗議会の総括質問やこれまでの曹洞宗所有不動産再開発推進委員会関係の通告質問で答弁したが、公開可能な範囲のものは公開している。

乙川　良介
（第26区新潟県第2･第4宗務所管内選出）

梅花流指導必携解説編が新たに発行され全面改訂が行れ歌詞解説が作詞者本人の思いとかけ離れているものが見受けられるが一部の方の解釈ではなく現役の本庁講習会の講師、特派師範の先生方のご意見聞くなど発行前のチェック体制は必要ではないか

答弁：編集に関しては伝道審議会の専門部会に依頼し、梅花流専門委員から選考した有識者と曹洞宗総合研究センター常任研究員で作業を進めたものであり、最終的には伝道審議会委員全員に内容の再確認をしている。

髙橋　英悟
（第29区岩手県選出）

曹洞宗所有不動産再開発推進委員会について ❶インデックス社との業務委託契約について利益相反の懸念が生じるのではないか

答弁：当該業務委託契約書には、利益相反とならないよう「業務の遂行に関連して第三者をインデックスコンサルティング社の下請け業者として起用してはならない」旨が原則として定められている。

❷宗門の意志決定について疑義がある。宗議会に諮ることなく諸契約を進めるのか

答弁：宗教法人曹洞宗としての意志決定は曹洞宗責任役員にある。この度のプロジェクトマネジメント業務の契約締結については、内局において局議決定後、曹洞宗責任役員会で承認をして契約を締結したものである。

❸10年後を見据えたロードマップの作成について

答弁：今後、曹洞宗所有不動産再開発推進委員会において、人事部の運営企画室が提案している宗務ビジョンについても活用し、当該委員会の委員や専門家であるプロジェクトマネジメント業務委託会社とも情報を共有して将来を見据えた形での再開発計画を策定していく。

❹今般の業務委託契約は曹洞宗規則第９条に抵触するのではないか

答弁：今後の再開発において策定される諸事項、ホテル事業の廃業に関することについては曹洞宗宗議会の議決を得ることになる。

❺６月４日に契約されたインデックスコンサルティング社との契約は宗議会の議決を待てなかったのか

答弁：曹洞宗所有不動産再開発推進委員会の合意の上で、内局と責任役員会の決定により契約を交わしているので問題がない。

❻昨年の大和証券との契約破棄問題と同じ経過をたどっているのではないか。同じ過ちを繰り返してはいけない。議員からも意見を募りコンセンサスを得るべきではないのか

答弁：インデックスコンサルティング社は宗門側のメリットを考える立場であり、善意でやってくれていることに疑いを持つことが理解できない。

❼宗門の所有不動産の活用法や土地の利用方法、機構改革や宗務庁のあり方をトータルで議論して方向性が定まったところで希望を実現してくれる会社の出番ではないのか

答弁：曹洞宗所有不動産再開発推進委員会の委員会構成に両会派の代表が入っており、議員の意見を反映できるようになっている。決して間違った方向に進んではいない。

〔文書質問〕

荒井　裕明（第３区埼玉県選出）

宗議会議員の任期満了日（曹洞宗規則第30条第２項）について

❶第30条第2項の施行年月日を確認したい

回答：宗議会議員の任期延長条項が最初に施行されたのは昭和48年３月に開催された第34回曹洞宗通常宗議会である。次に任期延長事項が変更施行されたのは平成12年２月に開催された第83回曹洞宗通常宗議会の議決により「平成12年３月31日」からとなり、昭和48年に定めた１年から４ヶ月伸長し、最大で１年４ヶ月の任期延長が可能となった。

❷いつどのような理由で延長されたのか

回答：平成12年２月に開催された第83回通常宗議会で「大本山遠忌の修行その他本宗の重大行事修行の円滑な遂行を図るため」である。

❸変更前の任期満了日はいつか

回答：第83回曹洞宗通常宗議会の議決により宗教法人「曹洞宗」規則が変更される時点での宗議会議員任期および期末は「平成９年６月１日から平成13年５月31日まで任期４年」であった。引き続く第84回曹洞宗通常宗議会で宗議会議員の任期延長議案が提出され「平成９年６月１日から平成14年９月30日まで任期５年４ヶ月」となった。

❹変更前の期日に定められていた理由な何か

回答：特段の理由はない

❺仮に変更前の期日に戻した場合の業務に影響の想定は

回答：現状において延長された任期を平成12年６月に開催された第84回曹洞宗通常宗議会の議決前に戻した場合、役職各位の任務に混乱が生ずるものと想定される。

宗報の発行について

宗報を「公布･公示」及びそれに準ずる必要な情報のみとしその他はホームページ等で閲覧しコストを抑えることはできないか

回答：宗報を「公布・公示」その他のみの20ページと想定すると大幅なコスト削減にはつながるがホームページ等閲覧できない方には情報の伝達ができない状況になってしまうため情報の公平性を担保できないので難しいと考える。経費削減のため時代に即した取り組みを鋭意検討していきたい。

岩本　一典（第１区東京都選出）

行政スリム化について

❶運営企画室がまとめた「宗務ビジョンの提案」には今後10年で10億円ほどの歳出削減が達成目標と掲げているが検討の必要性、実現性についてどのように考えているか

回答：各所管部署で宗務計画書と宗務報告書を作成し個別の課題ごとに見直しを図り予算の削減を念頭に協議、検討していく。

❷宗議会のタブレット端末導入について

回答：議員全員が十分にタブレットの機能を享受できるかが難しい現状と導入コストを考えると現時点においては難しい状況と考える。電子化、ＤＸなどは非常に有意義であるので時機を見極めて検討していきたい。

甘蔗　英司（第20区福岡県･熊本県選出）

SOTO保険サポートの決算に対し配当金が500万になった経緯と配当金がなぜ補正予算で計上されなかったか

回答：現時点で万が一大型の契約が継続されなかった場合に備え、経営の立て直しを図る期間として３年以上の猶予を確保できる体制にするため。また補正予算に計上する時間的余裕がないことをご理解いただきたい。

第147回　通常宗議会常任・特別委員（總和会議員）

副議長　中村見自

長…委員長　主…主査

○運営委員会
主　倉内　泰雄　荒井　裕明

○予算委員会
五十嵐靖雄　主　清泉　文英　甘蔗　英司
主　立身　一徳　伊藤　哲雄

○第一決算委員会
成田　隆真　龍谷　顯孝　山本　健善
主　嶽盛　和三　主　岩井　秀弘

○第二決算委員会
橋本　壽幸　長　大坂　恵司　福田　光昭
主　佐藤　清廉　石附　正賢　主　内山　正也

○請願委員会
主　三吉　由之　森　元亨　長　田中　清元

○懲罰委員会
主　平岩　浩文　髙橋　英悟

○第一特別委員会
須田　孝英　主　片山　昌佳

○第二特別委員会
岡　芳雄　長　乙川　良介　主　坂本　泰俊

○第三特別委員会
長　近藤　龍法　主　奥村　孝善　岩本　一典

四　部　会　報　告

５月19日･20日、檀信徒会館において四部会が開催された。四部会細則改正案については各部の呼称を変更。

１、総務・教学部会（政調）
２、伝道・教化部会（組織）
３、財政・人事部会（社会）
４、出版・広報・人権部会（広報）

と変更し幹事会で承認された。また各部会の資料に基づいた検討事項について意見を集約し会議を開催。

今次第147回通常宗議会において、總和会を代表する総括質問には平岩浩文議員、各部より要望された意見を総括質問に活用、特にソートービルの基本構想について、詳細な質問を投げかけた。

令和六年度曹洞宗一般会計歳入・歳出決算

歳　入　5,061,841,035 円

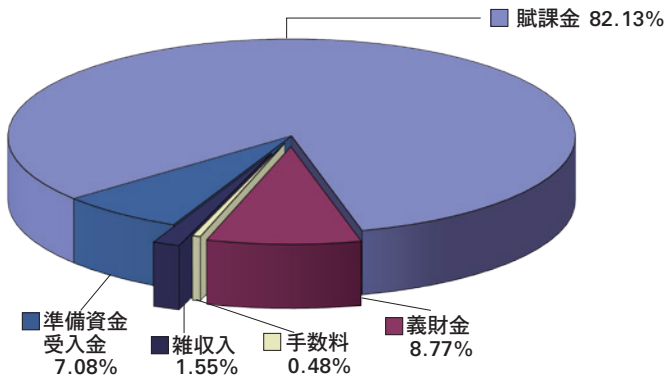

内訳

歳　　入	歳 入 額
賦課金	4,157,175,190
義財金	443,707,060
手数料	24,298,650
雑収入	78,282,601
準備資金受入金	358,377,534
借入金	0

歳　出　4,276,458,733 円

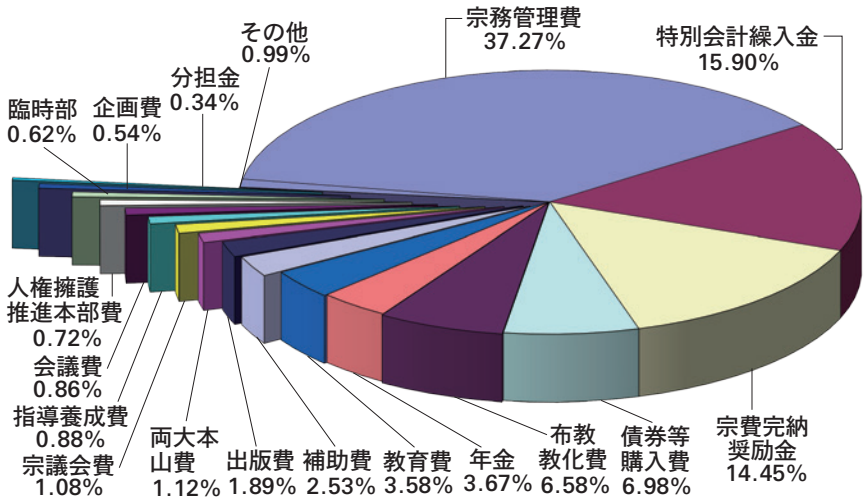

内訳

歳　　出	歳 出 額
宗務管理費	1,593,700,868
特別会計繰入金	680,000,000
宗費完納奨励金	617,759,697
債券等購入費	298,320,000
布教教化費	281,436,986
年金	157,138,520
教育費	153,240,770
補助費	108,303,372
出版費	80,774,420
両大本山費	48,000,000
宗議会費	46,155,948
指導養成費	37,763,325
会議費	36,705,323
人権擁護推進本部費	30,848,179
臨時部	26,364,960
企画費	23,303,633
分担金	14,517,520
その他	42,123,212

總　和　会　会　務　報　告

期　日	会　務　内　容	
（令和７年）		
４月１日	執行部会	伝叟院
４月26日	北海道支部総会	北海道
５月２日	静岡県東部支部総会	静岡
５月７日	岐阜県支部総会	岐阜
５月９日	石川県支部総会	石川
５月12日	岩手県支部総会	岩手
５月19日	執行部会／幹事会／四部会	檀信徒会館
５月20日	四部会	檀信徒会館
５月20日	京都支部総会	京都
５月20日	三重県支部総会	三重
５月26日	福島県支部総会	福島

期　日	会　務　内　容	
５月29日	青森県支部総会	青森
６月４日	関東大会	埼玉
６月11日	鳥取県支部総会	鳥取
６月12日	執行部会	檀信徒会館
６月16日	神奈川県東部支部総会	神奈川
６月21日	執行部会	伝叟院
６月22日	議員総会／幹事会／幹事・評議員会	檀信徒会館
７月２日	近畿大会	大阪
７月３日	佐賀県支部総会	佐賀
７月３日	四国支部総会	徳島
７月９日	中国四国大会	山口

＊ブロック大会・支部総会－本部にご案内あったものを記載。中止・順延の大会は記載してありません。
＊上記内容は總和会ホームページにも掲載させて頂いております。（https://souwakai.info）

第 32 回 總和会全国大会

◇令和７年 11 月６日（木）

◇会場・曹洞宗檀信徒会館

編集・岩本一典　髙橋英悟　佐藤清廉
清泉文英　立身一徳　内山正也

SOTO保険サポート株式会社
※私たちは宗教法人「曹洞宗」の関係会社です。
〒１０５－８５４４
東京都港区芝２－５－２ 曹洞宗宗務庁第１分館３Ｆ
電　話：０３－３４５４－３５４７
ＦＡＸ：０３－３４５４－３５７５
MAIL：soto-hoken@soto-support.jp
※社名が変わりました。（旧：芝園不動産管理株式会社）
お寺の保険の見直しやご相談お気軽にお問い合わせ下さい!!
火　災　自動車　退職金準備　賠償責任　サイバーセキュリティ
生命保険　傷　害
ご相談は無料です！
≪取扱保険会社≫　損保：５社　生保：４社
損害保険ジャパン㈱・三井住友海上火災保険㈱・東京海上日動火災保険㈱
AIG 損害保険㈱・あいおいニッセイ同和損害保険㈱・SOMPO ひまわり生命保険㈱
三井住友海上あいおい生命保険㈱・オリックス生命保険㈱・マニュライフ生命保険㈱